

ごみ搬出箇所増設に関する桂坂学区自治連合会としてのルール

2020.10.3 桂坂学区自治連合会定例役員会にて承認

- ごみ搬出箇所増設により生じる可能性のある問題点等を認識のうえ、当該自治会として増設についての合意形成がなされたならば、西京まち美化事務所の所定用紙にて申請代表者を自治会長として申請する。
- ごみ搬出箇所増設の問題点を考えると、各自治会において、増設についての自治会内での合意形成は容易ではないと思われるが、もしも、増設要求が多々発生した場合に公平さを保つため、増設については「臨時」搬出箇所とし、「臨時」搬出箇所は解消される可能性があることを了解した上での要望とする。尚、分譲時から予定されていた搬出箇所は、当該自治会から閉鎖要求がない限りは、西京まち美化事務所として継続させる。